

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 11 月 26 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 7 年 11 月 28 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
岡崎市（権利設定）	10 者	桑谷町字中村 82 番ほか 19 筆
岡崎市（権利移転）	1 者	渡町字西浦 64 番 1 ほか 5 筆
碧南市（権利設定）	11 者	竹原町 3 丁目 16 番ほか 72 筆
刈谷市（権利設定）	51 者	小垣江町新切 54 番ほか 588 筆
安城市（権利設定）	4 者	高棚町土井ノ内 28 番ほか 10 筆
西尾市（権利設定）	31 者	家武町下水入 40 番 1 ほか 271 筆
額田郡幸田町 （権利設定）	24 者	大字長嶺字北山 53 番ほか 136 筆